

口座を開設される法人のお客さまへのお願い

最近、新聞・テレビなどで報道されておりますように、法人名義口座を悪用した詐欺等の犯罪が数多く発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当金庫では、こうした金融犯罪を未然に防止するため、新規口座を開設される法人のお客さまに以下の事項についてお願いしております。

お客さまには大変ご不便、お手数をおかけすることとなりますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 口座の開設は最寄りの店舗にてお手続きください

- ・ 口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの店舗にて承ります。
- ・ 遠隔地の店舗をご希望の場合には、理由・目的をお尋ねさせていただきます。
- ・ 場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。

2. ご提出いただく書類

- (1) 法人の履歴事項全部証明書（原本）発行後6ヶ月以内
- (2) ご来店いただく方の「公的な本人確認書類」
- (3) 手続きにご来店される方が法人に代わって取引を行うことを確認する書類（委任状等）
- (4) 実質的支配者の確認資料

必要に応じ以下の書類の提示をお願いしております。また追加で書類の提示をお願いすることがあります。詳しくは窓口にご確認願います。

- ① 「申告受理および認証証明書」または「申告受理証明書」
※ 設立が平成30年11月30日以降の株式会社、一般社団法人、一般財団法人の場合
(参照:法務省 https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00052.html)
- ② 「実質的支配者情報一覧」の写し
※ 株式会社の場合 (参照:法務省 <https://www.moj.go.jp/content/001359407.pdf>)
- ③ 定款（上記 ① ② 以外の法人）
- ④ 株主名簿・出資者名簿、法人税申告書別表㍷ 等のいずれか
- ⑤ 実質的支配者の「公的な本人確認資料」

3. 留意事項

- ・ ご提出いただいた書類について、内容を確認させていただくため、口座開設までに2週間程度を要することがあります。
- ・ お申し出にお応えできず口座開設をお断りすることがございますので、ご了承ください。